

静岡県告示第762号

医療施設等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱（平成26年静岡県告示第540号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月13日

静岡県知事 鈴木康友

改正前			改正後		
別表			別表		
補助の対象		補助額	補助の対象		補助額
補助対象経費	補助基準額		補助対象経費	補助基準額	
スプリンクラー 一整備のために 必要な工事費又 は工事請負費	当該施設の対象面 積に次の基準単価を 乗じた額とし、消火 ポンプユニットを整 備する場合は(1)及び (2)に限り1施設当た り <u>2,174,000円</u> を加算 する。	(略)	スプリンクラー 一整備のために 必要な工事費又 は工事請負費	当該施設の対象面 積に次の基準単価を 乗じた額とし、消火 ポンプユニットを整 備する場合は(1)及び (2)に限り1施設当た り <u>2,350,000円</u> を加算 する。	(略)
	(1) 通常型スプリ ンクラー 対象面積1平 方メートル当た り基準単価 <u>21,400円</u>			(1) 通常型スプリ ンクラー 対象面積1平 方メートル当た り基準単価 <u>23,000円</u>	
	(2) 水道連結型ス プリンクラー 対象面積1平 方メートル当た り基準単価 <u>20,700円</u>			(2) 水道連結型ス プリンクラー 対象面積1平 方メートル当た り基準単価 <u>22,000円</u>	
	(3) パッケージ型 自動消火設備 対象面積1平 方メートル当た り基準単価 <u>25,000円</u>			(3) パッケージ型 自動消火設備 対象面積1平 方メートル当た り基準単価 <u>27,000円</u>	
	(4) 消防法施行令			(4) 消防法施行令	

	(昭和36年政令第37号) 第32条 適用設備 対象面積1平方メートル当たり 基準単価 <u>24,300円</u>			(昭和36年政令第37号) 第32条 適用設備 対象面積1平方メートル当たり 基準単価 <u>26,000円</u>	
自動火災報知設備整備のために必要な工事費 又は工事請負費	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり <u>1,130,000円</u>	(略)	自動火災報知設備整備のために必要な工事費 又は工事請負費	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり <u>1,222,000円</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。